

【別添】

スポーツ団体ガバナンスコード<一般スポーツ団体向け>に係るセルフチェックシート

[団体名： 福岡県テニス協会 ]

[記載日： 令和7年3月10日]

【対応状況に係る自己評価】

A：対応している

B：一部対応している

C：対応できていない

項目	対応状況
<b>原則1 法令等に基づき適切な団体運営及び事業運営を行うべきである。</b>	
(1) 法人格を有する団体は、団体に適用される法令を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)  該当せず	
(2) 法人格を有しない団体は、団体としての実体を備え、団体の規約等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)  会則を設置し、会則に基づき団体の運営を実施している。 役員の選出、事業計画の立案・実施、会計処理等において多数決の原理を実施している。 協会活動専用の銀行口座を持ち、財務処理を行っている。	○
(3) 事業運営に当たって適用される法令等を遵守しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)  大会・競技会の開催にあたっては、利用施設の利用規則および安全管理規則等を遵守して運営を行っている。	○
(4) 適切な団体運営及び事業運営を確保するための役員等の体制を整備しているか。 (現在の取組状況、今後改善に取り組む事項等)  事業計画・実施報告、会計処理等は年度ごとに総会において決定するが、その前段において、常務理事会、理事会、各専門委員会の議を経るとともに活動実施において指導を行っている。	○

<b>原則 2 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表すべきである。</b>	
(1) 組織運営に関する目指すべき基本方針を策定し公表しているか。	○
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>協会加盟の団体による総会において、各年度における年間の事業計画を設定している。          なお、事業計画をホームページを通して加盟団体以外に公表すること、単年の計画にとどまらず、中期計画を策定し、その上で各年度の事業を展開することが今後の課題である。</p>	
<b>原則 3 暴力行為の根絶等に向けたコンプライアンス意識の徹底を図るべきである。</b>	
(1) 役職員に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	○
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>定時総会時にガバナンスコード研修と合わせてコンプライアンス研修を行っている。</p>	
(2) 指導者、競技者等に対し、コンプライアンス教育を実施しているか、又はコンプライアンスに関する研修等への参加を促しているか。	○
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>定時総会時にガバナンスコード研修と合わせてコンプライアンス研修を行っている。</p>	
<b>原則 4 公正かつ適切な会計処理を行うべきである。</b>	
(1) 財務・経理の処理を適切に行い、公正な会計原則を遵守しているか。	○
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>現在、会計監事による指導により会計処理を行っている。          今後は、財務・経理に関する指針（規約）を設置し、会計処理を行うよう改善を図る。</p>	
(2) 国庫補助金等の利用に関し、適正な使用のために求められる法令、ガイドライン等を遵守しているか。	○
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>県および市からの公的助成の受給にあたっては当該自治体における諸規則を遵守している。</p>	
(3) 会計処理を公正かつ適切に行うための実施体制を整備しているか。	○
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	

<p>日常の会計処理を行う事務局員とは別に会計監事を置き、監査体制を明確にしている。</p>	
<p><b>原則 5 法令に基づく情報開示を適切に行うとともに、組織運営に係る情報を積極的に開示することにより、組織運営の透明性の確保を図るべきである。</b></p>	
<p>(1) 法令に基づく情報開示を適切に行っているか。</p>	×
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>これまでは組織運営に関する情報については開示していない。 今後、早急に、可能な事項から開示するよう努力する。</p>	
<p>(2) 組織運営に係る情報の積極的な開示を行っているか。</p>	×
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p> <p>これまでは組織運営に関する情報については開示していない。 今後、早急に、可能な事項から開示するよう努力する。</p>	
<p><b>原則 6 高いレベルのガバナンスの確保が求められると自ら判断する場合、ガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の個別の規定についても、その遵守状況について自己説明及び公表を行うべきである。</b></p>	
<p>自らに適用することが必要と考えるガバナンスコード&lt;NF 向け&gt;の規定があるか (ある場合は下欄に記述)</p>	
<p>原則 ■ について</p>	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	
<p>原則 ■ について</p>	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	
<p>原則 ■ について</p>	
<p>(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)</p>	

原則■について	
(現在の取組状況, 今後改善に取り組む事項等)	